

ISO・環境認証等活用促進補助金募集要項

世田谷区内（以下「区内」）の中小企業者（中小企業基本法に基づく法人）で、各種マネジメントシステム認証取得及び更新登録を通して組織の効率的な業務改善を継続して行うことのほか、企業としての社会的責任を果たすための積極的な取り組みに対して、その経費の一部を補助します。

申請期間 平成 31 年 4 月 15 日（月）～ 8 月 30 日（金）（申請書類提出の際は要予約）

補助対象者 以下の（１）から（３）の全ての要件を満たすものを対象とします。

- （１）大企業が実質的に経営に参画していないこと
- （２）平成 31 年 4 月 1 日現在、区内で引き続き 1 年以上事業を営んでいること
- （３）過去に同一内容で本補助金、または他の公的助成を受けていないこと

補助対象事業・補助金額

以下事業は「単年度事業」になりますので、平成 31 年（2019 年）4 月以降に契約、審査、支払、請求等の手続きが実施され、以下（１）～（４）についての認証取得、または（５）についての更新登録が 2020 年 3 月までに確実に完了する事業が申請対象となります。

補助対象事業名	補助率	補助限度額
（１）ISO規格（9001・14001・27001）認証取得	1/2 以内	65万円
（２）エコアクション21認証取得		20万円
（３）エコステージ認証取得		30万円
（４）プライバシーマーク認定取得		
（５）ISO規格（9001・14001・27001）更新登録 ※定期サーベランスに関わる経費は対象となりません。 ※各規格 1 事業所につき 1 回限り。	1/3 以内	20万円

補助対象経費

コンサルタント委託経費、審査経費、内部監査員・社員研修経費、認証・登録料等

提出書類

- （１）環境認証等活用促進補助事業交付申請書（※経費見積書添付：実施場所明記のもの）
- （２）補助事業計画書（第 1 号様式（第 7 条関係）別紙 1）
- （３）補助事業予算書（第 1 号様式（第 7 条関係）別紙 2）
- （４）履歴事項全部証明書（3 か月以内の発行）、法人都民税・法人事業税納税証明書（前期分）、社歴（経歴）書（A4 サイズ・会社概要がわかるもの）
- （５）新規・認証の場合はコンサルタント委託契約書の写し、更新・登録の場合は ISO 規格更新前の登録書の写し

補助金の流れ

当社の ISO・環境認証等活用促進補助金は、単年度事業になります。
補助金の対象は、年度単位となりますので、申請・報告の際は、ご確認をお願いします。
(年度を越えての認証取得および報告は無効となります。)

提出前の相談も可能です。 ※電話・窓口にて対応いたします。

(書類確認など時間を要する場合は、事前予約をお願いします。)

4/15 (月) より受付開始

申請書の提出

申請書は関係書類を添付し、公社窓口へ提出してください。
※書類の記入要領等について質問がある方は、お問い合わせください。

審査・可否

※補助金の交付が決定したとき、**交付決定通知書**をお送りします。
交付決定通知書の発行前に認証取得・再登録が完了している場合は、補助金を交付することはできませんのでご注意ください。

事業実績報告

補助事業が完了した時は、実績報告書および関係書類を添付し速やかに公社へ提出してください。

審査・可否

※交付する補助金の額が確定した後、**補助金確定通知書**をお送りします。

請求書の提出

公社に指定書式の請求書を提出してください。

補助金交付

公社が貴社指定口座に補助金をお支払いいたします。

申請窓口・お問い合わせ先

公益財団法人世田谷区産業振興公社 商業・ものづくり・経営支援係

電話：03-3411-6613

〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ4階

※土・日曜日、祝日を除く（午前9時から午後5時30分まで）